

事務連絡
平成20年12月4日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）
指定都市後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局
高齢者医療課

平成21年度以降の保険料軽減措置に係る後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療に関する条例改正参考例の送付について

長寿医療制度の施行につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成20年6月12日及び9月9日の政府・与党決定等を受けた平成21年度以降の保険料軽減措置について、後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例改正参考例を別紙のとおり送付するとともに、その概要について下記のとおりお示しします。

なお、都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）への情報提供をお願いいたします。

記

1 被保険者均等割額の軽減割合の拡大（第19条第1項第1号の2関係）

被保険者均等割額が7割軽減される世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保令」という。）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合に、当該世帯の被保険者均等割額を9割軽減すること。

なお、当該所得については、賦課を行う年度の前年（1月から3月までの間に賦課を行う場合は前々年）の所得とする。

2 所得割額の軽減割合の設定（第19条第2項関係）

保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者について、

所得割額を原則一律5割軽減すること。

3 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料負担の軽減策の継続（附則第13条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第99条第2項に規定する被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の軽減について、平成21年度においても、9割軽減を継続すること。

4 その他（保険料軽減措置に係る高齢者医療確保令の改正について）

上記1及び2の軽減措置自体は、恒久的な措置であるが、来年度以降の保険料軽減に係る財源措置について関係省庁及び関係団体との間で改めて調整することが必要であることから、高齢者医療確保令の改正については、こうした今後の調整結果を踏まえて対応することとし、来年度については、予算措置及び条例により対応することとする。

何県（都、道、府）後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（参考例）

目次

第一章 この後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第一条）

第二章 被保険者（第二条）

第三章 後期高齢者医療給付（第三条・第四条）

第四章 保健事業（第五条・第六条）

第五章 保険料（第七条～第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条～第三十三条）

附則

第一章 この後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療

（この後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療）

第一条 この後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二章 被保険者

（被保険者としなない者）

第二条 次の各号に掲げる者は被保険者としなない。

（一 ）

第三章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第三条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、何円を支給する。

（葬祭の給付）

第四条※ 被保険者の死亡に関しては、次の各号に掲げる葬祭の給付を行う。

一 葬祭具の支給

二 火葬（埋葬）

三 前各号に掲げるもののほか葬儀の執行に必要なものの支給

【※第四条については、広域連合によつては不要。】

第四章 保健事業

(保健事業)

第五条 この広域連合は、被保険者の健康の保持増進【、被保険者の療養環境の向上、後期高齢者医療給付及び被保険者の療養のための費用にかかる資金の貸し付け等】のために次に掲げる事業を行う。

一 健康診査

(二)

第六条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第五章 保険料

(保険料の賦課額)

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百四条第二項の規定により被保険者（同項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域として別表第〇に定め

る地域【規則に定める地域】に住所を有する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。以下この条から第九条までにおいて同じ。）に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第九十九条第二項に規定する被保険者（以下「被扶養者であつた被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

（保険料の所得割額）

第八条 前条の所得割額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第七条第一項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況そ

の他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第十二条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第十五条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「施行規則」という。）第八十三条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

一 第十七条第三号に規定する所得割総額から施行規則第八十四条で定めるところにより算定した当該所得割総額に係る特定期間（法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の特定地域被保険者に対して課された所得割額の合計額の見込額を控除した額

二 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第八十五条で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第一項の所得割率に小数点以下第四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の被保険者均等割額)

第九条 第七条の被保険者均等割額は、第十七条第三号に規定する被保険者均等割総額から施行規則第八十六条で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の合計額の見込額を控除した額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の均等割額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第十条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域(別表第〇に定める地域【規則に定める地域】を除く。)にわたって均一とする。

(所得割率)

第十一条 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の所得割率は、何とする。

(均等割額)

第十二条 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の均等割額は、何円とする。

(所得割率及び均等割額の告示)

(第十一条 広域連合長は、所得割率及び均等割額を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

)

(特定地域被保険者に対して課する保険料の賦課額)

第十三条※1 法第四百四条第二項ただし書の規定により特定地域被保険者に対して課する保険料の賦課額は、

特定地域被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であつ

た被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定地域所得割率を乗じて得た額とする。

3 前項の特定地域所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則第八十七条により算定した率とする。ただし、当該率は、所得割率の百分の五十を下回らない範囲内とする。

4 前項の特定地域所得割率に小数点以下第四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

5 第一項の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則第八十八条により算定した額

とする。ただし、第七条の被保険者均等割額の百分の五十を下回らない範囲内とする。

6 前項の被保険者均等割額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(特定地域被保険者に係る特定地域所得割率及び均等割額)

第十四条※1 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の特定地域被保険者に係る特定地域所得割率及び均等割額は別表第〇に定める値とする。

【※1 第十三条及び第十四条については、広域連合によつては不要。】

(保険料の賦課限度額)

第十五条 第七条及び第十三条の賦課額は、五十万円を超えることができない。

(賦課期日)

第十六条 保険料の賦課期日は、四月一日とする。

(保険料の賦課総額)

第十七条 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額
(第十九条又は第二十条に規定する基準に従い第七条から第十二条まで及び第十五条又は第十三条から第十

五条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第七十条第三項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第七項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第七十条第四項（法第七十四条第十項、法第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第一百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金償還に要する費用の

額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

ロ 法第九十三条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金、法第九十五条の規定による調整交付金、法第一百条の規定による後期高齢者交付金、法第一百七十七条第一項の規定による交付金、法第一百二条及び第一百三十五条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

二 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として施行規則第八十九条で定める基準に従い算定される率とする。

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第九十条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第十八条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算

定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、

当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもつて行う。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第十九条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

一 当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第十八条第四項第一号に規定する他の所得と

区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の七を乗じて得た額

一の二 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第十五条第一項第四号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の二を乗じて得た額を加えて得た額

二 当該年度の賦課期日において、前二号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額

三 当該年度の賦課期日において、前三号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の二を乗じて得た額

四 各号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項から第五項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算する

2 | 基礎控除後の総所得金額等が五十八万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に二分の一を乗じて得た額を控除して得た額とする。

3 | 前二項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額)

第二十条 被扶養者であつた被保険者(前条第一項第一号、第一号の二、第二号及び第四号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第五十二条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第二十一条 保険料の額が定まつたときは、広域連合長は、すみやかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。

(徴収猶予)

第二十二条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第百八条第二項及び第三項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するこ

とによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月以内の期間を限つて、その徴収を猶予することができる。

一 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければな

らない。

一 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 徴収猶予を必要とする理由

3 第一項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨をこの広域連合の長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第二十三条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

一 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期

入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

一 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 減免を必要とする理由

3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第二十四条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、四月十五日まで(保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から十五日以内)に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第三百七十七条の二第一項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りではない。

(普通徴収の際の保険料賦課の特例) 【※2 暫定賦課をする場合に規定】

第二十五条 保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の

保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

（保険料の納付）

第二十六条 保険料は、第七条から前条までの規定に基づき当該市町村に住所を有する被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額をこの広域連合に納付するものとする。

（市町村が徴収すべき保険料の額）

第二十七条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第五十五条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。

3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもつて行う。

(延滞金の納付)

第二十八条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額をこの広域連合に納付するものとする。

第六章 罰則

第二十九条 この広域連合は、被保険者が法第五十四条第一項の規定による届出しないとき（同条第二項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第三十条 この広域連合は、法第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求められてこれ

に応じない者に対し、十万円以下の過料を科する。

第三十一条 この広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由がなく法第三百三十七条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第三十二条 この広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第四章の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第三十三条 前四条の過料の額は、情状により、この広域連合の長が定める。

2 前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(平成二十年度から平成二十五年度までの間における保険料の算定の特例)

第二条 平成二十年度から平成二十五年度までの間における保険料の算定について、第十条の規定の適用については、「地域」とあるのは「地域及び別表第△に定める市町村」と、第十七条第一項第一号口の規定の適用については、同号口中「収入」とあるのは「収入（法附則第十四条第二項の規定による繰入金を除く。）」と読み替えるものとする。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第三条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第十九条第一項第一号から第三号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額）」と、第十九条第一項第二号及び第三号中「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百

十四条の二第二項」とする。

(普通徴収の保険料賦課の特例についての読替え)

第四条 平成二十年度において、普通徴収の保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、第二十五条の規定を準用する。この場合において、「前年度の保険料の額」とあるのは、「平成二十年度の保険料の見込額」と読み替えるものとする。

(法附則第十四条第一項の市町村に係る保険料の賦課の特例)

第五条※3 法附則第十四条第一項に規定する条例で定める期間は、六年とする。

(法附則第十四条第一項の市町村に係る保険料の賦課の特例)

第六条※3 この広域連合が法附則第十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村として別表第△に定める市町村(以下この条において「特定市町村」という。)の区域内に住所を有する被保険者(特定地域被保険者を除く。以下この条において「特定市町村区域内被保険者」という。)に対して課する保険料の賦課額は、第七条から第十二条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 当該保険料の賦課額は、特定市町村区域内被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定市町村所得割率を乗じて得た額とする。

三 前号の特定市町村所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則附則第二十二條で定める方法により算定した率とする。ただし、所得割率に、当該特定市町村に係る給付費比率に一から給付費比率を控除した率に經過的調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た率を下回らないものとする。

四 前号の給付費比率は、被保険者一人当たりの法第九十三條第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額（以下この号において「療養の給付等に要する費用の額」という。）に対する特定市町村区域内被保険者一人当たりの療養の給付等に要する費用の額の割合に相当するものとして法附則第十四條第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準との整合性に配慮して施行規則附則第二十三條で定めるところにより算定した率とする。

五 第三号の經過的調整率は、次のイからハまでに掲げる年度の区分に応じ、当該イからハまでに定める率

とする。

イ 平成二十年度及び平成二十一年度 六分の三

ロ 平成二十二年度及び平成二十三年度 六分の四

ハ 平成二十四年度及び平成二十五年度 六分の五

六 第一号の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則附則第二十四条で定める方法により算定した額とする。ただし、第七条の被保険者均等割額に、当該特定市町村に係る第三号の給付費比率に一から当該給付費比率を控除した率に前号イからハまでに掲げる区分に応じ、同号イからハまでに定める第三号の経過的調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た額を下回らないものとする。

七 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の特定市町村区域内被保険者に対して課する保険料の所得割率及び均等割額は別表△に定める値とする。

八 第一号の賦課額は、五十万円を超えることができない。

(平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第七条 平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定について第十七条の規定を適用す

る場合においては、同条中「第十九条又は第二十条」とあるのは、「第十九条若しくは第二十条又は附則第八条、附則第十条、附則第十一条、附則第十二条若しくは附則第十三条」とする。

(平成二十年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第八条 平成二十年度において、被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に二十分の十九を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成二十年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を六で除して得た額に六から平成二十年十月から平成二十一年三月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被扶養者であつた被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であつた被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。)を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成二十年十月三十一日までの間に資格を喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、零円とする。

3 前二項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成二十年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第九条 平成二十年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第二十七条の規定を適用する場合には、同条第二項中「属する月」とあるのは、「属する月(当該月が平成二十年九月以前の場合は、平成二十年十月とする。)」と、同条第三項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成二十年十月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成二十年十月から」とする。

(平成二十年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第十条 平成二十年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が五十八万円を超えな
い被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に二分の一を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成二十年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第十一条 平成二十年度において、第十九条第一項第一号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を

除く。) に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第一項第一号及び第二項の規定により算定した被保険者均等割額に六分の一を乗じて得た額 (百円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額) に三を乗じて得た額とする。

(平成二十年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第十二条 平成二十年度において、第十九条第一項第一号に規定する被保険者 (被扶養者であつた被保険者を除く。) に対する前二条の規定により算定した保険料の賦課額 (ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があつた場合は、当該賦課額について第十八条の規定により月割をもつて算定した額とする) から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、令附則第十二条第三項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に三を乗じて得た額 (ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があつた場合は、当該額について第十八条の規定に準じて月割をもつて算定した額とする。) を減じて得た額がある場合で、当該額が五百円未満である場合については、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前二条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

(平成二十一年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第十三条 平成二十一年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に十分の九を乗じて得た額を控除した額とする。

2| 平成二十一年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第十八条の規定により月割をもつて算定した額とする。

3| 前二項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

【※3 本条については、広域連合によっては不要。】

〔別表第〇〕

地域名	所得割率及び均等割額
〇〇地域	所得割率 〇・〇〇〇〇

〔別表第△〕

市町村名	所得割率及び均等割額		
○○町	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 817 288 1137">所得割率</td> <td data-bbox="188 1137 288 2029">×.○○○○○</td> </tr> </table>	所得割率	×.○○○○○
所得割率	×.○○○○○		

△△地域	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1109 817 1294 1137">均等割額</td> <td data-bbox="1109 1137 1294 2029">○円</td> </tr> </table>	均等割額	○円						
均等割額	○円								
××地域	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 817 1016 1137">均等割額</td> <td data-bbox="917 1137 1016 2029">×円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1016 817 1109 1137">所得割率</td> <td data-bbox="1016 1137 1109 2029">×.××××</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1109 817 1201 1137">均等割額</td> <td data-bbox="1109 1137 1201 2029">△円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1201 817 1294 1137">所得割率</td> <td data-bbox="1201 1137 1294 2029">△.△△△△</td> </tr> </table>	均等割額	×円	所得割率	×.××××	均等割額	△円	所得割率	△.△△△△
均等割額	×円								
所得割率	×.××××								
均等割額	△円								
所得割率	△.△△△△								

××市		△△村		
均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
△円	△. ×××××	○円	○. △△△△△	×円

新旧対照条文

◎ 後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（参考例）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険料の賦課総額）</p> <p>第十七条 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第十九条又は第二十条に規定する基準に従い第七条から第十二条まで及び第十五条又は第十三条から第十五条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（所得の少ない者に係る保険料の減額）</p> <p>第十九条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第十五条第</p>	<p>（保険料の賦課総額）</p> <p>第十七条 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第十九条又は第二十条に規定する基準に従い第七条から第十二条まで及び第十五条又は第十三条から第十五条までの規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（所得の少ない者に係る保険料の減額）</p> <p>第十九条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>一（略）</p>

一項第四号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の二を乗じて得た額を加えて得た額

二 当該年度の賦課期日において、前二号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額

三 当該年度の賦課期日において、前三号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の二を乗じて得た額

四 (略)

2 | 基礎控除後の総所得金額等が五十八万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に二分の一を乗じて得た額を控除して得た額とする。

二 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額

三 当該年度の賦課期日において、前二号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の二を乗じて得た額

四 (略)

3 前二項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第二十条 被扶養者であった被保険者(前条第一項第一号、第一号の二、第二号及び第四号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を控除した額とする。

2 (略)

附則

(平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第七条 平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定について第十七条の規定を適用する場合には、同条中「第十九条又は第二十条」とあるのは、「第十九条若しくは第二十条又は附則第八条、附則第十条、附則第十一条、附則第十二条若しくは附則第十三条」とする。

(平成二十年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第十条 平成二十年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後

2 前項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第二十条 被扶養者であった被保険者(前条第一号、第二号及び第四号までの規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を控除した額とする。

2 (略)

附則

(平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第七条 平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定について第十七条の規定を適用する場合には、同条中「第十九条又は第二十条」とあるのは、「第十九条若しくは第二十条又は附則第八条、附則第十条、附則第十一条若しくは附則第十二条」とし、同条中「被保険者均等割額」とあるのは、「被保険者均等割額又は所得割額」とする。

(平成二十年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第十条 平成二十年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後

<p>の総所得金額等が五十八万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に二分の一を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(平成二十一年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p>第十三条 平成二十一年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に十分の九を乗じて得た額を控除した額とする。</p> <p>2 平成二十一年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第十八条の規定により月割をもつて算定した額とする。</p> <p>3 前二項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>の総所得金額等が五十八万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に二分の一を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

新旧対照条文

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別徴収の対象とならない被保険者）</p> <p>第二十三条 準用介護保険法第百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。</p> <p>一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る法第七百七条第二項に規定する老齢等年金給付（以下この号及び附則第十二条において「老齢等年金給付」という。）の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者</p> <p>イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ロ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によって</p>	<p>（特別徴収の対象とならない被保険者）</p> <p>第二十三条 準用介護保険法第百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。</p> <p>一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る法第七百七条第二項に規定する老齢等年金給付（以下この号及び附則第十二条において「老齢等年金給付」という。）の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者</p> <p>イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ロ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によって</p>

介護保険の保険料を徴収されない被保険者

三 前二号に掲げる被保険者のほか、次のイ又はロのいずれかに該当する被保険者であつて、法及び準用介護保険法の規定による特別徴収の方法によつて徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によつて徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認めるもの

イ 自己の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者

ロ その属する世帯の世帯主又は配偶者の一方の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者

介護保険の保険料を徴収されない被保険者

三 前二号に掲げる被保険者のほか、次のイ又はロのいずれかに該当する被保険者であつて、法及び準用介護保険法の規定による特別徴収の方法によつて徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によつて徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認めるもの

イ 自己の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であつて、国民健康保険法の規定による普通徴収の方法による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による普通徴収の方法による国民健康保険税の納付の実績が相当程度あるもの

ロ その属する世帯の世帯主又は配偶者の一方の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であつて、当該申出のあつた月の属する年の前年（当該申出のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）が百八十万円未満であるもの